

---

第4部

# 資料

---

GO TO  
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI  
2020



## 館林市章



周囲の輪廓は弧状三日月が三つと、同じく三日月形の上部の尖端についているものは漢字「立」を模様化したもので、上部の尖端は点を示しています。

中部には「木」の字が二つ直角に交差して円の中心をなしており、これは「林」を模様化したものでこの両者で「立林」を表現しています。

故柳瀬六郎氏の考案によるものを大正4年館林町徽章として制定したものです。

(昭和31年6月2日 館林市)

## 館林市の木、花及び鳥

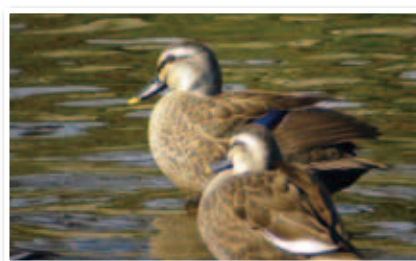
木  
花  
鳥



市の木 クロマツ



市の花 ヤマツツジ



市の鳥 カルガモ

(昭和49年4月1日 館林市)

# 館林市民憲章

## I 前文

わたしたち館林市民は、郷土の歴史と伝統のうえに、お互いの信頼と協力によって、新時代にふさわしい躍進的な大都市の実現を期待し、これに向かって、すべての市民がすすんで実践する道しるべとして、ここにこの憲章を定めます。

## II 憲章

- 1 わたしたちは、いつも健康で、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも元気で働き、力をあわせて豊かなまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつもきまりを守り、うるわしい社会をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも人をうやまい、子どもやとしよりのためにつくしましょう。
- 1 わたしたちは、いつも郷土を愛し、文化を高めましょう。

(昭和 45 年 4 月 1 日 館林市)

# 館林市歌

館林市歌 土岐善隆 作詞  
信時潔 作曲

平野ゆたかに川波清く  
峰より峰へ雲晴れたり  
岡のつつじ色映えて  
松風城の歴史を語る  
さかゆる春秋伸びる郷土に  
意気もちからも新たなれ

麦穂稲穂に機おと高く  
かすむやつくば富士はるかに  
遠く近く道ひろく  
かがやくひかり希望に満てり  
人の和地の利に築く文化よ  
自治を誇りて進むべし

見ずやわれらの館林  
今ぞひとしく  
みなこぞれ

(昭和 31 年 2 月 29 日 館林市)



## 交通安全都市宣言

最近における産業経済、文化の発展により逐年交通量は極度に増加の一途を辿り、それに伴い道路交通事故が頻発していることは、誠に憂慮に堪えないものがある。これらの交通事故の発生によって尊い人命財産が一瞬にして傷つけられたり失なわれたりしているのは憂愁のきわみであり、大きな社会問題となっていることは否定し難い事実である。

館林市においても昨年1か年間で、実に165件の交通事故が発生し死者12名、重軽傷者143名の犠牲者が出ており、これら交通事故の原因を深く究明するに、その原因が不可抗力によるものでなく、大半は人為的なものによるものであり、これらは遵法精神の高揚、個人並びに財産尊重観念の徹底、交通環境の整備等により阻止でき得るものと信ずる。

このような事態に際し、悲惨な交通事故の絶滅を期して関係諸機関、諸団体はもとより市民一人一人がみずから交通道徳を身につけ、新しい交通秩序を確立し、更によりよい交通環境を作り一日も早く市民が安全で幸福な生活を営むことができるよう、この運動を強力に推進せんとするものである。

ここに館林市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

(昭和37年2月8日 館林市)



## 水緑都市宣言

本市は、恵まれた自然と古くからの城下町としての歴史と伝統を生かした個性と魅力あるまちづくりを推進し、市民生活に密着した発展を遂げてきたが、今後とも東毛地域の中核都市として一層の躍進が期待されている。

このなかにあつて、水と緑を基調とした自然環境は、今や近代的な都市の形成に欠くことのできないものであり、都市社会における市民生活に憩いと安らぎをもたらすものとして、自然環境の保全と育成はとりわけ緊要な課題である。

本市は、昭和55年7月「水と緑につつまれたゆとりとうるおいのあるまち館林」を将来像とした新総合計画を策定し、その実現に努めているところであるが、加えて昭和56年、国土庁より水緑都市モデル地区整備の対象都市としての指定を受けるに至った。

これを契機として更に市民意識の涵養をはかり、市民と行政が一体となって、豊かな緑と清澄な水に象徴される自然と融和した健康で快適な活力ある総合的な人間環境都市を建設しようとするものである。

よつて、ここに館林市を「水緑都市」とすることを宣言する。

(昭和56年9月26日 館林市)



## スポーツ健康都市宣言

わたしたちは、スポーツを愛し、スポーツを通して健康でたくましい体と心をつくり、連帯の輪をひろめ、明るく豊かな館林市を築くため、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 1 スポーツを生活にとり入れ、健康で明るい家庭をつくりましょう。
- 1 スポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪をひろげましょう。
- 1 生涯を通してスポーツに親しみ、たくましい体と心をつくりましょう。
- 1 スポーツを通して、世界の人々と手をつなぎましょう。

(昭和59年4月1日 館林市)





## 非核平和都市宣言

広がる 大空は  
青く 澄みわたり  
みどりの 木立には  
小鳥たちが さえずり  
清らかな 水面には  
銀鱗が おどる

私たちを  
暖かく つつむ  
このゆたかな 自然  
そこに こだまする  
子どもたちの うた声

かけがえの ない  
この平和の 時を  
誰も うばいとすることは できない  
誰も 破壊することは できない

私たちは 知っている  
核兵器が もたらすものは  
破壊と悲惨でしか ないことを

私たちは <sup>うった</sup>訴える  
世界中の 国々へ  
今こそ すべての核兵器を すてよと

私たちは <sup>ちか</sup>誓う  
平和を 愛する 人々と  
手を たずさえて  
このしあわせを 守ることを  
すばらしい地球を <sup>はいきよ</sup>廃虚としないことを

核兵器<sup>はいぜつ</sup>廃絶  
この市民の 願いをこめて  
平和都市 館林市の宣言とする。

(昭和 63 年 12 月 5 日 館林市)



## 人権尊重都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人として等しく尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利を持っています。

私たちは、すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指します。

ここに私たち市民は、基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くために「人権尊重都市」を宣言します。

(平成 8 年 10 月 1 日 館林市)



## 男女共同参画都市宣言

た がいのことばに 心ひらき  
て をたずさえて  
は げましあう男(ひと)と女(ひと)  
それは  
や すらぎと活力の光りに満ちる  
し あわせな都市(せかい)の誕生

私たちは、水と緑に包まれた歴史ある郷土館林に、更なるやすらぎと活力が満ちあふれることを願います。

一人ひとりが認められる中で「私らしく」生きることを願います。

私たちは、その「新たな郷土館林」、そして「新たな私」の創造に向かって、

ともに確かな一歩を踏み出すことを誓い、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

(平成 16 年 4 月 1 日 館林市)

# 館林市総合計画審議会条例

昭和 53 年 3 月 28 日

館林市条例第 7 号

改正 昭和61年 3月26日条例第 1号 平成15年12月18日条例第18号  
平成 2年12月26日条例第16号 平成19年12月21日条例第23号  
平成10年 9月17日条例第16号

(設置)

**第 1 条** 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、館林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じ館林市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員 50 人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 10 人以内
- (2) 知識経験を有する者 40 人以内

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第 7 条** 審議会に諮問事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 館林市総合開発計画審議会条例(昭和45年館林市条例第35号)は、廃止する。

**附 則**(昭和61年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**(平成2年12月26日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**(平成10年9月17日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**(平成15年12月18日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**(平成19年12月21日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

# 館林市総合計画策定に関する規程

昭和 53 年 11 月 25 日  
館林市訓令第 14 号

改正	昭和61年3月27日訓令第2号	平成16年12月1日訓令第9号
	平成3年2月28日訓令第2号	平成20年3月24日訓令第3号
	平成6年6月6日訓令第4号	平成21年9月30日訓令第5号
	平成11年3月25日訓令第1号	平成25年5月27日訓令第5号
	平成12年1月24日訓令第1号	平成26年8月1日訓令第1号
	平成16年3月24日訓令第6号	

(趣旨)

**第1条** この規程は、館林市総合計画(以下「総合計画」という。)策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の健全な発展を図るために策定する総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画よりなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定組織)

**第3条** 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、総合計画の策定に係わる重要事項を審議決定する。
- 3 委員会は、庁議の構成員をもって組織する。

(事務局の設置)

**第4条** 総合計画案を策定するため、委員会の補助組織として、総合計画策定事務局(以下「事務局」という。)を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び参事を置く。
- 3 事務局長には政策企画部長、事務局次長には企画課長及び参事には関係する各課・施設長をもって充てる。

(専門部会)

**第5条** 事務局に次の専門部会を置き、総合計画案策定を専門的に行う。

- (1) 環境と安全の部会
- (2) 福祉と健康の部会
- (3) 子育てと学びの部会



(4) 都市と産業の部会

(5) 計画推進の部会

2 各専門部会は事務局長の指名した参事により構成し、専門部会ごとに部会長1名、副部会長1名を置く。

3 専門部会は部会長が招集し、その議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要あると認めるとき関係職員等を専門部会に出席させ、意見等を求めることができる。

(計画主任)

**第6条** 参事を補佐し、総合計画に係わる事務を行わせるため、関係する各課・施設に計画主任1名を置く。

(計画主任の職務)

**第7条** 計画主任は参事の命を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 総合計画に係わる必要な資料の収集、整理に関すること。

(2) 総合計画に含まれる事務事業の調査、企画及び調整に関すること。

(3) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(サポートチーム)

**第8条** 事務局の総合計画策定業務の円滑化を図るため、必要に応じてサポートチームを置くことができる。

2 サポートチームは、職員30人以内で組織する。

3 サポートチームの構成員となる職員は、事務局長が別に指名する。

(サポートチームの職務)

**第9条** サポートチームは、事務局長の命を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 総合計画に係わる資料の整理及び分析に関すること。

(2) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(連絡調整)

**第10条** 事務局長は、必要あると認めるとき部会長会議等を開催することができる。

2 部会長は、その所管事務の遂行上必要あると認めるとき事務局長に申し出て、合同部会その他必要な措置を求めることができる。

(結果報告)

**第11条** 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議若しくは策定を終了したときは、その結果を事務局長に報告するものとする。

(庶務)

**第12条** 計画策定の庶務は、政策企画部企画課で処理する。

(委任)

**第13条** この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和 61 年 3 月 27 日訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 3 年 2 月 28 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 6 年 6 月 6 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 6 年 6 月 6 日から施行する。

### 附 則（平成 11 年 3 月 25 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 12 年 1 月 24 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 16 年 3 月 24 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 16 年 12 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 20 年 3 月 24 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 21 年 9 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、告示の日から施行し、平成 21 年 9 月 17 日から適用する。

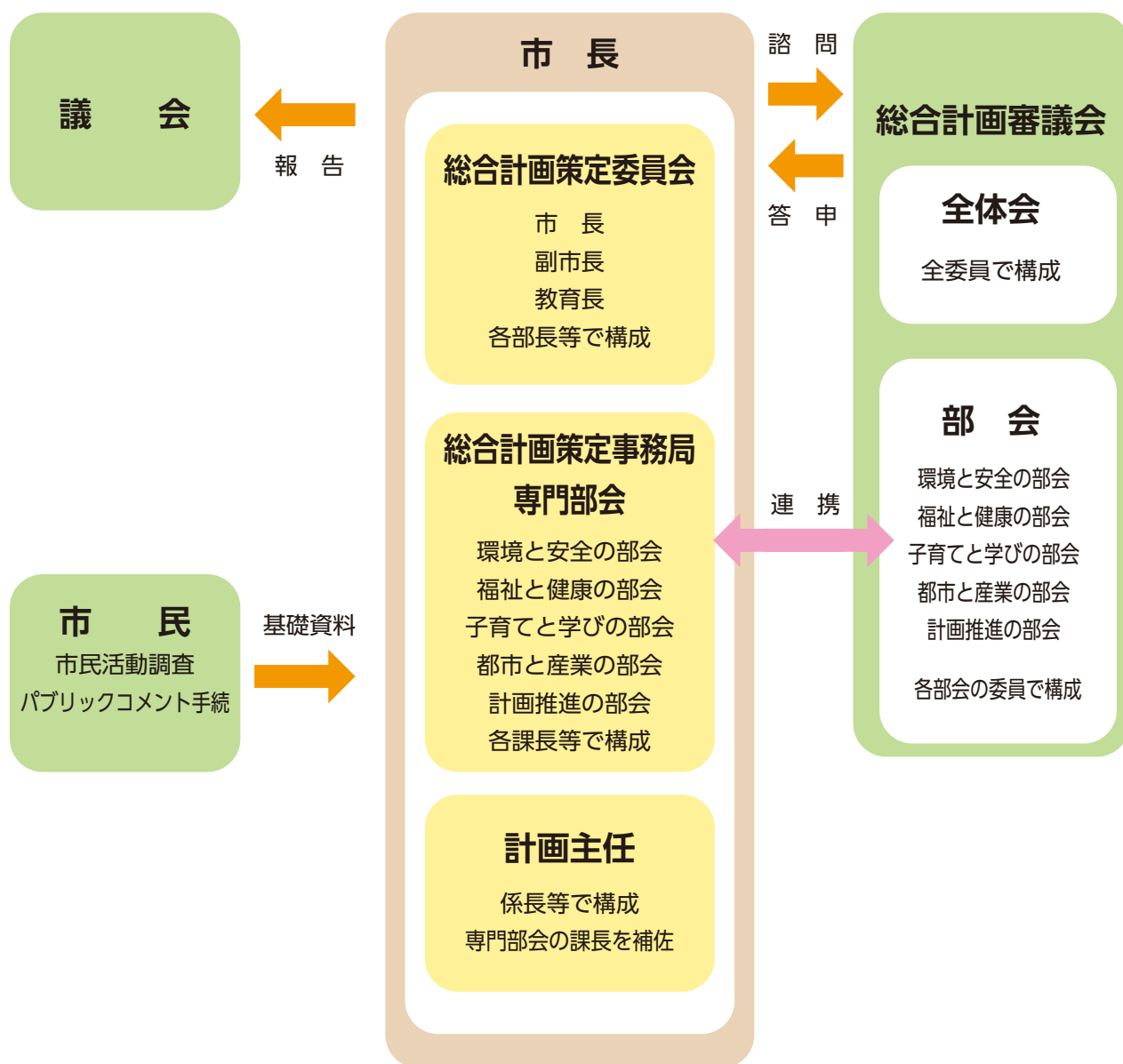
### 附 則（平成 25 年 5 月 27 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 25 年 5 月 27 日から施行する。

### 附 則（平成 26 年 8 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

## 館林市第五次総合計画 後期基本計画策定体制



### 総合計画審議会の設置・運営

館林市総合計画審議会条例に基づき、市民や企業、NPO などから委員を選出した審議会を設置し、基本計画案等について調査及び審議した。

### 庁内策定体制

館林市総合計画策定に関する規程に基づき、総合計画策定委員会を設置し、全庁体制のもとに計画を策定した。

- 策定委員会** 総合計画の策定に係わる重要事項を審議決定するため、庁議構成員により構成
- 専門部会** 各部会において総合計画策定を専門的に行うため、参事(各課長等)により構成
- 計画主任** 総合計画に係わる事務を行うため、関係各課・施設より選出された係長等により構成



平成 26 年 12 月 15 日

館林市総合計画審議会  
会長 山崎紀夫様

館林市長 安楽岡 一 雄

館林市第五次総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

このことについて、館林市総合計画審議会条例(館林市条例第7号)第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問いたします。

諮問内容

館林市第五次総合計画(たてばやし市民計画2020)後期基本計画を策定することにつき、意見を求めます。



平成 27 年 8 月 25 日

館林市長 安楽岡 一 雄 様

館林市総合計画審議会  
会長 山 崎 紀 夫

### 館林市第五次総合計画後期基本計画について(答申)


平成 26 年 12 月 15 日付けで市長から諮問をうけた館林市第五次総合計画後期基本計画について、館林市総合計画審議会条例第 2 条に基づき、本審議会でも慎重に審議した結果、審議結果を十分に反映したものであり、館林市第五次総合計画後期基本計画として適切であると認められるので答申します。

なお、市民も将来のまちの姿である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」実現のため、行政とともに手を携え、これからのまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えています。

このことから、本計画の推進においては、下記の点や審議の過程で出された各部会からの個別意見に十分配慮されることを要望します。

### 記

- 1 前期基本計画に引き続き、基本構想に掲げた共創の理念のもとに、社会の変化に合わせて、市民と共に英知を結集し、将来像の実現に向け取り組んでいただきたい。
- 2 地方創生については、「市民が安定して働ける雇用環境を創出する」、「若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえられる環境を整備する」とともに、「全ての市民が安心して暮らせるまちづくりをすすめる」ことにより、「まち・ひと・しごと」の好循環を創出し、館林の特色を生かしたまちづくりを進めていただきたい。
- 3 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となる中において、限りある財源を有効に活用するとともに、市有施設の長寿命化等を進め、安全なまちづくりを計画的に進めていただきたい。
- 4 人権尊重や市政情報の提供等に重点をおいた透明性の高い開かれた行政を行い、市民との信頼関係を深めるとともに、地域コミュニティの再生、世代を超えた交流及び地域住民の互助・共助による地域社会づくりを推進し、思いやりと活気あふれたまちづくりを進めていただきたい。



5 基本構想及び前期基本計画において答申のあった内容については、引き続き取り組むよう要望します。

(1) 将来像「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」の実現に向け、基本構想に掲げた8つの目的を分野横断的に、共創の理念のもと全市をあげて取り組むよう努められたい。

(2) 計画の実施においては、これまで築いてきた歴史や文化、また観光資源を十分に活用し、地域特性を生かした特色のあるまちづくりに努められたい。

(3) 地方分権・地域主権の推進により地方自治体の責任が重くなるなか、徹底した行財政改革を進め、市民が安全・安心して暮らせるよう最大限の努力を要望する。

## 【個別意見】

### 施策目的01

「良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる」ために、低炭素社会を実現し、地球温暖化を防ぐよう、再生可能エネルギー等の普及促進及び環境負荷の軽減に努めること。また、様々な都市インフラや公共施設の維持管理については、長寿命化を図るとともに、今後の人口減少社会に対応できるよう努めること。

### 施策目的02

「ごみを減らし、資源を生かすまちになる」ために、3R活動を積極的に啓発するとともに、一層のごみ減量化の推進に努めること。

### 施策目的04

「災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる」ために、多くの人に災害に関する情報が伝えられる情報伝達手段を検討すること。また、多くの市民が自助共助の意識を持つことが重要であることから、自主防災組織や防災訓練への参加啓発に努めること。

### 施策目的05

「地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる」ために、地域住民との協力体制を充実させ、誰もが地域で自立した生活を送れるよう、医療、福祉、介護などの各分野が連携して地域包括ケアシステムの構築に努めること。

### 施策目的06

「高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる」ために、認知症の方の支えや、高齢者への虐待予防対策については、地域での見守りの支援や連携体制の構築に努めること。また、高齢者が気軽に集まれるような地域での居場所づくりなど、地域への支援に努めること。

## 施策目的 08

「互いに助けあい、安心して生活できるまちになる」ために、生活保護世帯及び生活困窮者世帯に対しては、より一層の自立支援と生活支援に努めること。また、地域と情報交換を行い、連携を深めながら支援に努めること。

## 施策目的 10

「適切な医療を受けることができるまちになる」ために、かかりつけ医などの地域に密着した医療機関を有効に活用しながら、地域の中核である館林厚生病院の医師を確保するとともに、市域を越えた医療の連携体制の構築に努めること。

## 施策目的 11

「子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる」ために、子どもの健全育成への積極的な支援を引き続き実施するよう努めること。

## 施策目的 12

「心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる」ために、子どもの道德教育を積極的に推進するよう努めること。

## 施策目的 16

「地域性に応じた土地利用ができていくまちになる」ために、コンパクトシティを積極的に推進し、今後の人口減少社会に応じた都市インフラの効率的な整備活用に努めること。

## 施策目的 17

「まちなかににぎわいがあるまちになる」ために、空き店舗等の利活用に関する施策を推進し、まちのにぎわい創出に努めること。

## 施策目的 18

「人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる」ために、幹線道路や橋梁などの重要な都市インフラについては、老朽化対策や長寿命化対策などの維持管理に努めること。

## 施策目的 21

「事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる」ために、個人事業者への積極的な支援の実施に努めること。



## 施策目的 2 2

「安定した労働環境が整っているまちになる」ために、障がい者・高齢者等従来からの雇用支援に加えて、女性の雇用環境改善について積極的に取り組むよう努めること。

## 施策目的 2 3

「農産物を安定して提供できるまちになる」ために、新規就農者への支援とともに、新ブランドの創出及び六次産業化等への積極的な支援に努めること。

## 施策目的 2 4

「多くの人を訪れたい個性と魅力のあるまちになる」ために、観光資源の特徴を生かした取り組みを市民とともに積極的に推進し、観光振興に努めること。



## 館林市総合計画審議会委員

会 長	山 崎 紀 夫				
副会長	齋 藤 昇 司				
副会長	長 柄 和 永				
	青 木 一 夫	中 嶋 直 一			
	泉 澤 信 哉	奈 良 与 志 則			
	牛久保 三 郎	仁 田 征 子			
	川 島 栄 子	野 田 俊 介			
	川 島 康 宏	野 村 和 利			
	北 脇 秀 敏	橋 本 徹 道			
	河 野 哲 雄	古 川 正 樹			
	小 林 茂 代	古 屋 秀 勝			
	権 田 昌 弘	星 越 一 孝			
	斉 藤 貢 一	堀 越 光 正			
	櫻 井 正 廣	松 田 沼 記			
	三 條 秀 子	松 田 英 彦			
	島 田 信 夫	三 宅 正 俊			
	鈴 木 幸 子	三 宅 正 美			
	鈴 木 義 明	茂 木 正 美			
	高 橋 次 郎	森 静 子			
	角 田 好 二				

(50音順)

## 策定過程

### 【総合計画審議会】

年	月	日	会議名	概要
26	12	15	総合計画審議会 第1回全体会議	委嘱状の交付 審議会役員を選出 諮問 審議会の運営指針(案)について 総合計画の概要について 後期基本計画策定素案について 講演会 [演題]これからの総合計画の役割 [講師]明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 北大路信郷教授
26	12	15	総合計画審議会 第1回各部会	部会役員を選出 部会の進め方について
27	1	21	総合計画審議会 第2回福祉と健康の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	27	総合計画審議会 第2回都市と産業の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	30	総合計画審議会 第2回環境と安全の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	30	総合計画審議会 第2回子育てと学びの部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議
27	1	30	総合計画審議会 第2回計画推進の部会	後期基本計画素案の審議
27	2	24	総合計画審議会 第3回子育てと学びの部会	後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	2	24	総合計画審議会 第3回都市と産業の部会	後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	2	26	総合計画審議会 第3回福祉と健康の部会	後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	2	26	総合計画審議会 第3回環境と安全の部会	部会長による提言 後期基本計画素案の審議 指標の審議
27	3	26	総合計画審議会 第4回都市と産業の部会	指標の審議

年	月	日	会 議 名	概 要
27	3	26	総合計画審議会 第4回子育てと学びの部会	指標の審議
27	5	18	総合計画審議会 第4回環境と安全の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	20	総合計画審議会 第5回子育てと学びの部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	20	総合計画審議会 第5回都市と産業の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	21	総合計画審議会 第4回福祉と健康の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	5	21	総合計画審議会 第3回計画推進の部会	専門部会参事等の変更について 後期基本計画素案の意見・要望に対する回答 について 部会としての意見案について
27	6	4	総合計画審議会 第4回計画推進の部会	【総合計画の部】 後期基本計画答申案について 【地方創生の部】 まち・ひと・しごと創生について
27	7	8	総合計画審議会 第2回全体会議	【総合計画の部】 各部会での審議結果について 後期基本計画答申案について 【地方創生の部】 総合戦略の策定について
27	8	25	総合計画審議会 第3回全体会議	【総合計画の部】 後期基本計画答申 【地方創生の部】 館林市人口ビジョンについて
27	9	18	総合計画審議会 第4回全体会議	館林市まち・ひと・しごと総合戦略(素案)に ついて

### 【総合計画策定委員会】

年	月	日	会 議 名	概 要
26	8	19	第1回総合計画策定委員会	後期基本計画の策定について 審議会委員の推薦及び計画主任の選出について
26	10	21	第2回総合計画策定委員会	審議会委員について 参事及び計画主任の報告並びに専門部会の役員について 第1回審議会について
26	11	18	第3回総合計画策定委員会	第1回審議会について
27	2	17	第4回総合計画策定委員会	各部会へ提出する追加資料について
27	5	7	第5回総合計画策定委員会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会としての意見案について
27	5	12	第6回総合計画策定委員会	部会への提出資料の修正について
27	6	23	第7回総合計画策定委員会	第2回審議会について
27	8	18	第8回総合計画策定委員会	第3回審議会について
27	9	17	第9回総合計画策定委員会	第4回審議会について

### 【総合計画策定委員会事務局会議】

年	月	日	会 議 名	概 要
26	9	12	総合計画策定委員会事務局会議 第1回各専門部会	策定組織及びスケジュールについて 後期基本計画策定にかかる現計画の見直しについて
26	11	5	総合計画策定委員会事務局会議 第2回都市と産業の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
26	11	6	総合計画策定委員会事務局会議 第2回環境と安全の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
26	11	6	総合計画策定委員会事務局会議 第2回福祉と健康の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について



年	月	日	会 議 名	概 要
26	11	7	総合計画策定委員会事務局会議 第2回子育てと学びの専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
26	11	7	総合計画策定委員会事務局会議 第2回計画推進の専門部会	審議会の進め方について 後期基本計画素案の調整について
27	4	15	総合計画策定委員会事務局会議 第3回計画推進の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	16	総合計画策定委員会事務局会議 第3回子育てと学びの専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	16	総合計画策定委員会事務局会議 第3回福祉と健康の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	17	総合計画策定委員会事務局会議 第3回環境と安全の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について
27	4	17	総合計画策定委員会事務局会議 第3回都市と産業の専門部会	部会及び専門部会のメンバーについて 審議会委員からの意見・要望に対する回答について 部会意見案について

#### 【パブリックコメント】

平成27年10月1日から10月30日までパブリックコメント手続実施

#### 【議会への報告】

平成27年11月27日市議会全員協議会へ報告

## 第五次総合計画前期基本計画指標結果

第五次総合計画では、施策目的ごとに指標を設定し、その進捗状況をはかる目安としています。

指標の数値は、手段の最適化を図ることを目的としているため、数値が良かった悪かったではなく、どうしたらより良くなるかを考えるための道具と考えています。

目標の方向性に合致しなかった事業については、施策の見直しを行う等の改善を行い、合致した事業についても、更に改善に努めています。

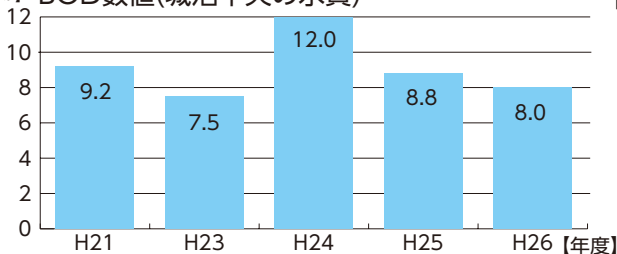
※市民活動調査の調査方法等

調査地域	館林市全域
調査対象	市内在住満 20 歳以上 80 歳未満の男女
対象者	1,500 人
抽出方法	住民基本台帳より等間隔無作為抽出
調査方法	郵便調査法
調査期間	平成22年3月31日～4月15日(16日間)
回収結果	回収者数：783 人 回収率：52.2%
調査期間	平成25年8月7日～8月22日(16日間)
回収結果	回収者数：630 人 回収率：42%

### 基本目的 I より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

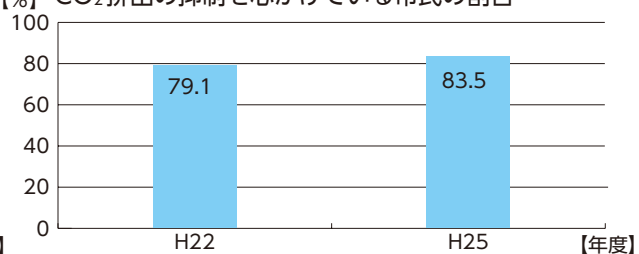
施策目的01 良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる

【mg/ℓ】 BOD数値(城沼中央の水質)



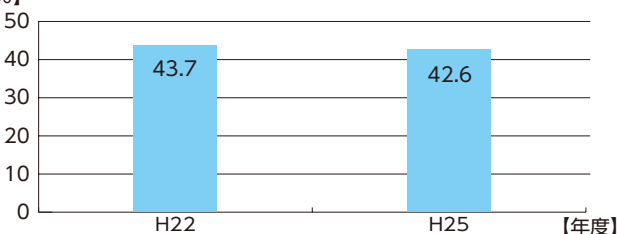
水の汚れ具合を表す目安  
(BOD とは生物化学的酸素要求量のこと、微生物が有機物を分解する時に必要とする酸素量のこと) ※数値が低い方が良好  
【参考】鶴生田川(城沼)の環境基準点は、城沼下流の岩田橋。  
環境基準値(BOD)は5mg/ℓ以下

【%】 CO<sub>2</sub>排出の抑制を心がけている市民の割合



市民活動調査/地球温暖化を進めないよう、こまめな節電や冷房機の控えめな温度設定、自動車利用を避けるなど、CO<sub>2</sub>の排出を抑制する活動

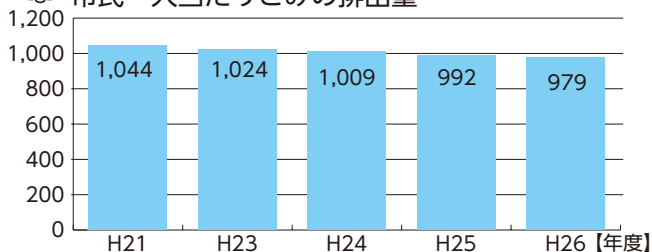
【%】 良好な環境をつくるための活動をしている市民の割合



市民活動調査/清掃、環境美化・緑化、自然環境や動植物の保護など、良好な環境をつくるための活動

## 施策目的02 ごみを減らし、資源を生かすまちになる

【g】 市民一人当たりごみの排出量

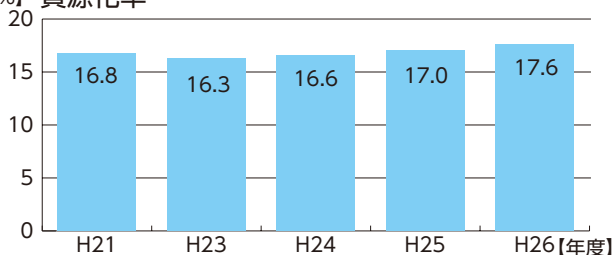


市民が一人当たり、1日にどれくらいのごみを排出しているか、量を計算したもの  
(年間ごみ総処理量÷市人口÷年間日数)

※集団回収含む場合(参考)

H21	1,114 g
H23	1,083 g
H24	1,068 g
H25	1,049 g
H26	1,034 g

【%】 資源化率

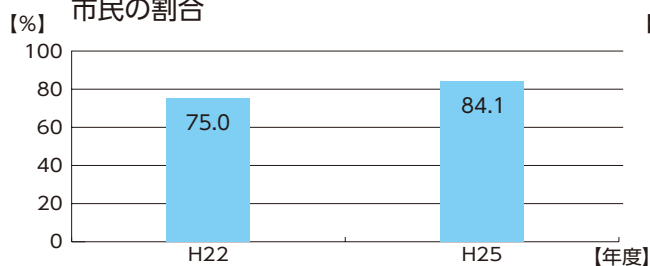


排出されたごみのうち、資源化したものを率であらわしたもの  
(資源化量÷年間ごみ総処理量)

※集団回収含む場合(参考)

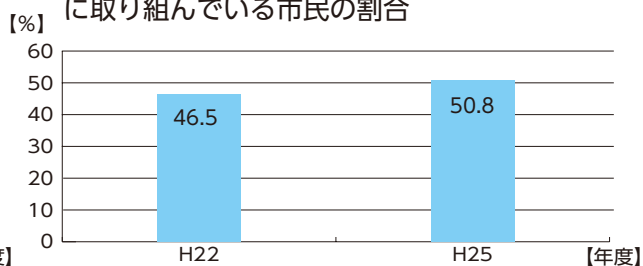
H21	21.9%
H23	21.0%
H24	21.3%
H25	21.6%
H26	21.9%

ごみ減量のためにさまざまな工夫をしている市民の割合



市民活動調査／(各個人が)ごみ減量のために、過剰包装や使い捨て商品避けたり、不要品の譲りあいや修理修繕をして品物を長く使う活動

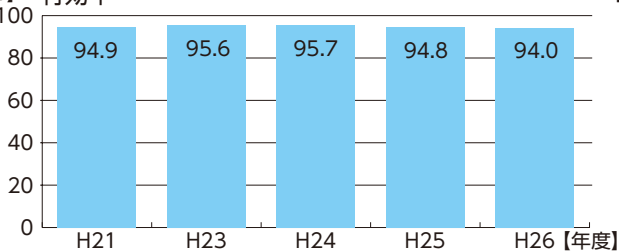
地域として、ごみの発生抑制、再利用、再資源化に取り組んでいる市民の割合



市民活動調査／地域として不要品の回収や譲りあいなど、ごみの発生抑制、再利用、再資源化のための活動

## 施策目的03 安全でおいしい水が安定的に供給されているまちになる

【%】 有効率

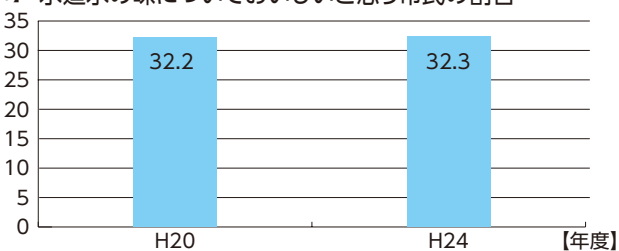


水道使用上有効に使用された水量  
(有効水量÷総配水量)

【参考】

群馬県平均 88.0% (平成19年度)

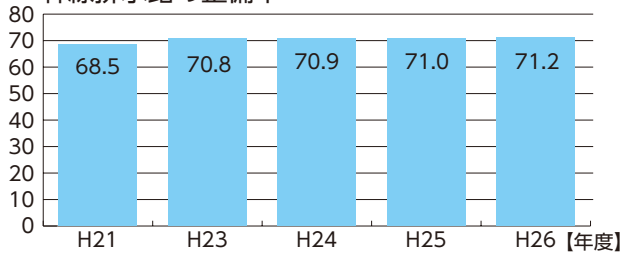
【%】 水道水の味についておいしいと思う市民の割合



水道水の味に対する市民の意識  
(水道に関するアンケート調査)

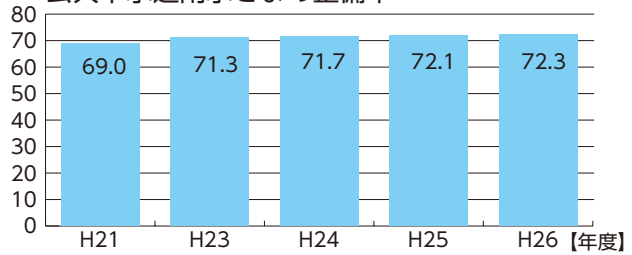
施策目的04 災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる

【%】 幹線排水路の整備率



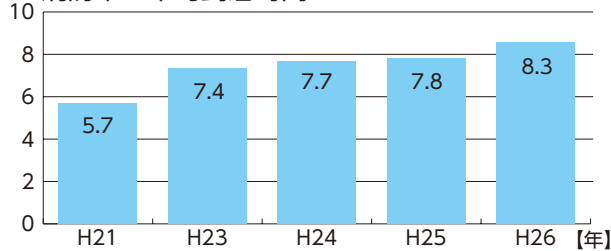
幹線排水路の全延長に対する改修率

【%】 公共下水道雨水きよの整備率



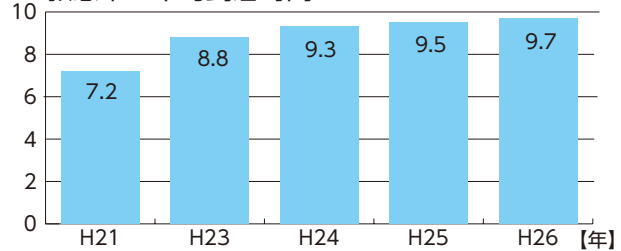
市内の事業認可を受けた雨水きよ整備計画延長のうち整備済延長の割合

【分/件】 消防車の平均到着時間

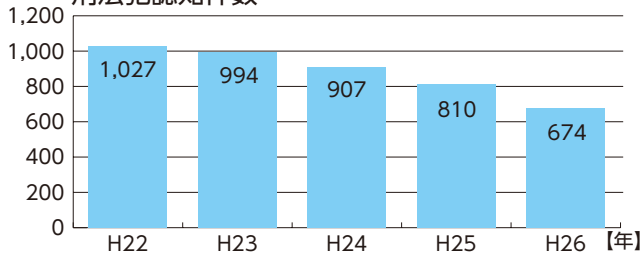


消防車及び救急車の通報から現場までの平均到着時間  
(H23から集計方法を変更した)

【分/件】 救急車の平均到着時間

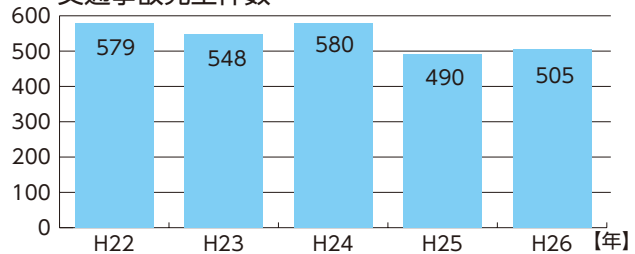


【件】 刑法犯認知件数



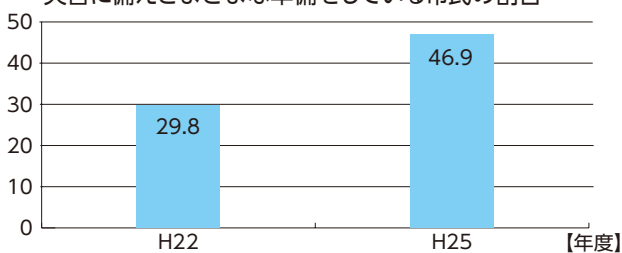
警察が把握した市内の犯罪発生数

【件】 交通事故発生件数



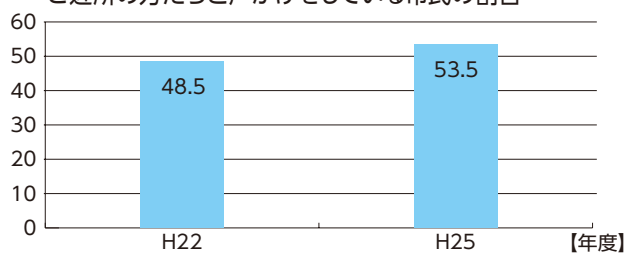
市内で発生した人身事故の件数

【%】 災害に備えさまざまな準備をしている市民の割合



市民活動調査／災害に備えて家具の固定、水や食糧の備蓄、非常持ち出し品の用意などを行っている活動

【%】 ご近所の方たちと声かけをしている市民の割合

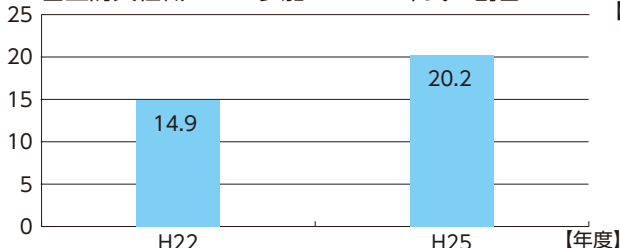


市民活動調査／防犯やお互いの見守りのため、ご近所の方たちと声かけをしている活動



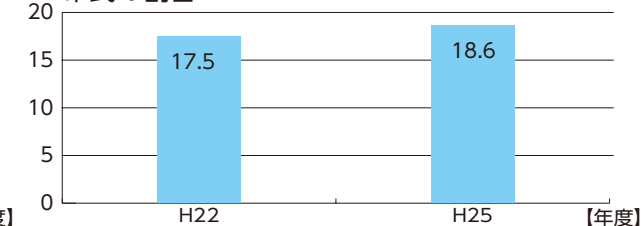


【%】 自主防災組織などに参加している市民の割合



市民活動調査／自主防災組織による防災訓練など、災害時に被害を最小限に抑えるための活動

地域ぐるみで自主防犯活動などを行っている市民の割合

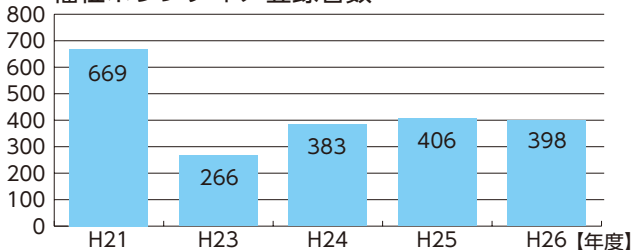


市民活動調査／地域ぐるみの自主防犯活動など、犯罪が起りにくい活動

## 基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

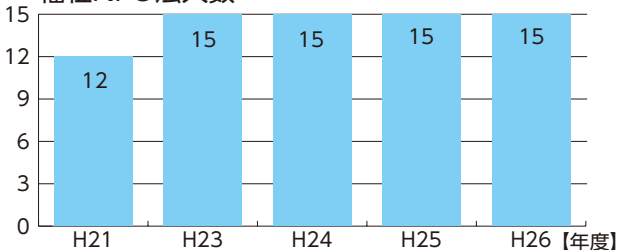
### 施策目的05 地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる

【人】 福祉ボランティア登録者数



館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている者及びボランティアグループの会員数

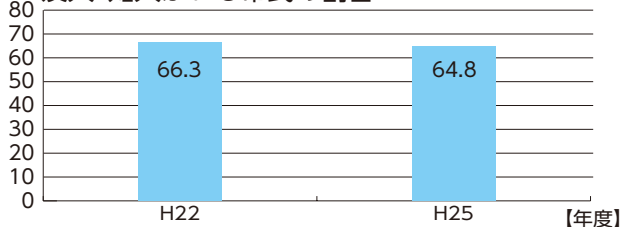
【法人】 福祉NPO法人数



館林市社会福祉協議会のNPO法人連絡協議会に加盟している法人数

地域のなかで相談したり、助け合える

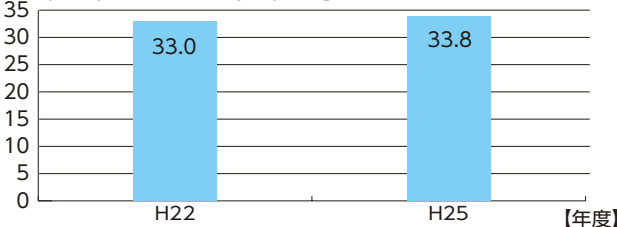
【%】 友人・知人がいる市民の割合



市民活動調査／同居の家族以外に、地域のなかで相談したり、助けあったりする頼りになる友人・知人がいる

地域の困った問題を、近所で協力して

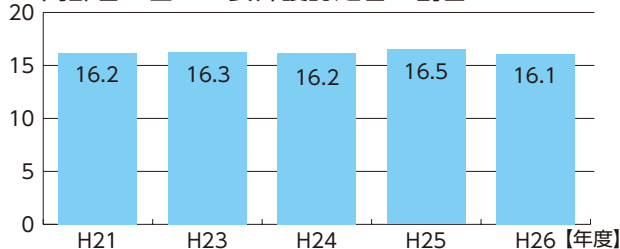
【%】 取り組んでいる市民の割合



市民活動調査／地域の困った問題について、近所の方たちと協力して取り組んでいる

### 施策目的06 高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる

【%】 高齢者に占める要介護認定者の割合



65歳以上の第1号被保険者のうち要介護認定及び要支援認定者の割合

【%】 高齢者の就業割合

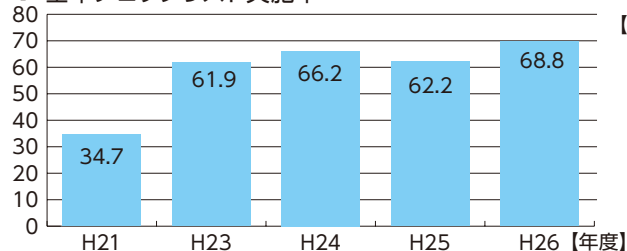


65歳以上の人口に占める就業者の割合



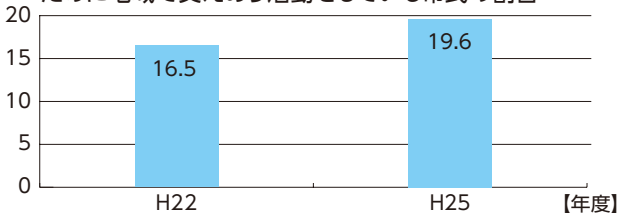


【%】基本チェックリスト実施率



65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない人のうち、基本チェックリスト(介護予防のための厚生労働省が作成した日頃の生活機能をチェックする質問票)を回収した割合

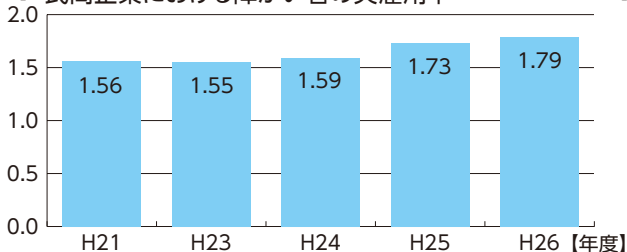
【%】高齢者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合



市民活動調査/障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動

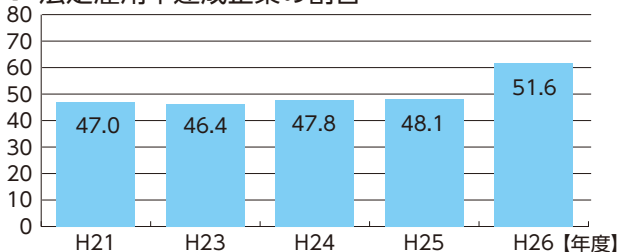
施策目的07 障がい者が自立した生活をおくることができるまちなる

【%】民間企業における障がい者の実雇用率



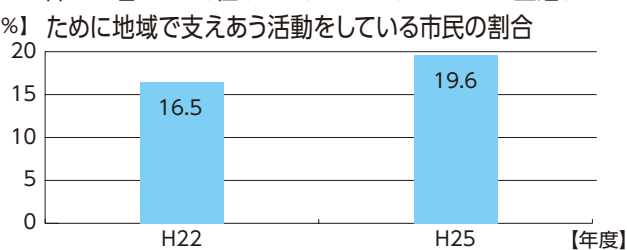
民間企業(50人以上規模の企業)に雇用されている、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合

【%】法定雇用率達成企業の割合



民間企業(50人以上規模の企業)に雇用される従業員のうち、一定割合(法定雇用率、民間企業の場合2.0%)以上の障がい者雇用を達成した企業の割合

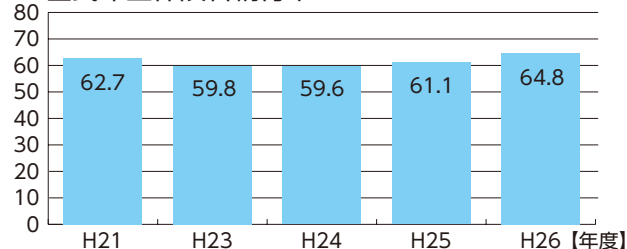
【%】障がい者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合



市民活動調査/障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動

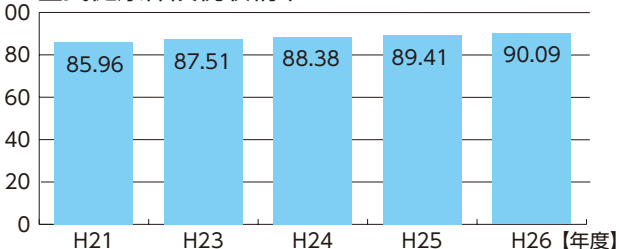
施策目的08 互いに助けあい、安心して生活できるまちなる

【%】国民年金保険料納付率



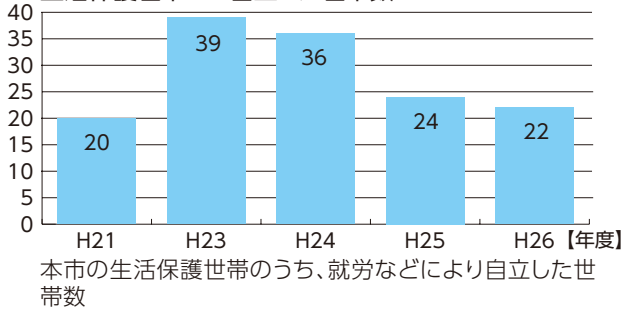
本市の国民年金加入者の保険料納付率

【%】国民健康保険税収納率

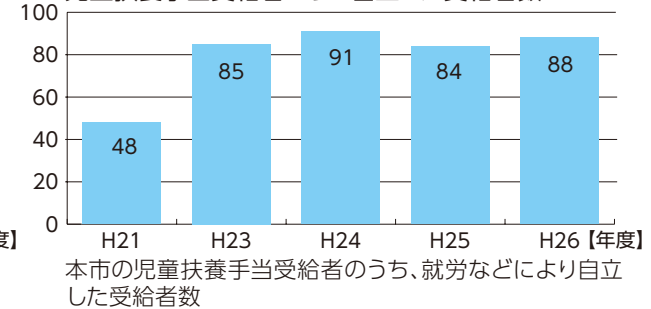


本市の国民健康保険税の収納率

【世帯】生活保護世帯から自立した世帯数



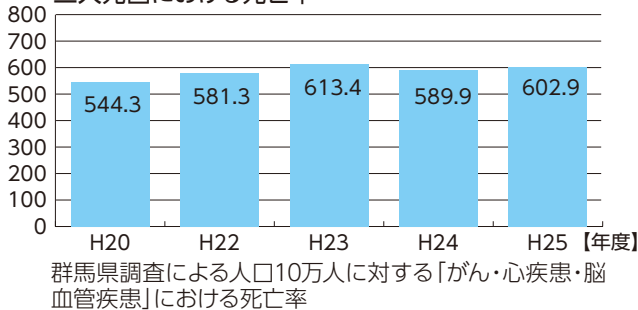
【人】児童扶養手当受給者のうち自立した受給者数



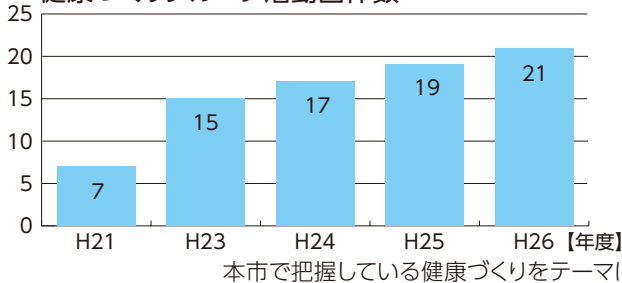
## 基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

### 施策目的09 地域全体で健康づくりに取り組むまちになる

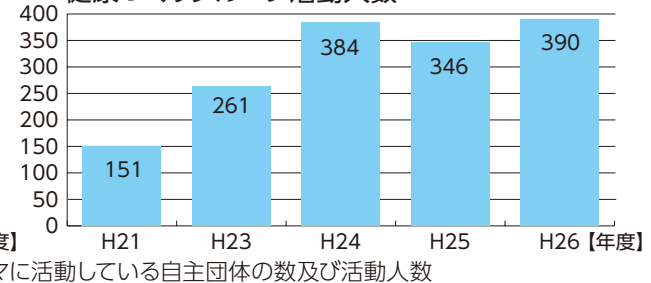
三大死因における死亡率



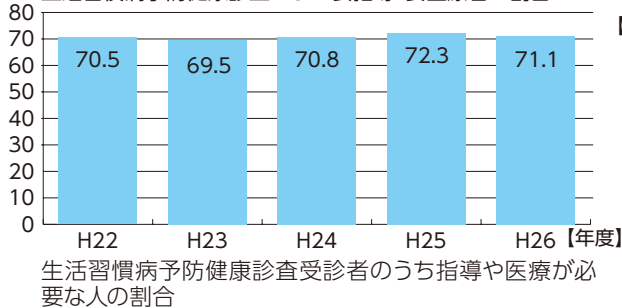
【団体】健康づくりグループ活動団体数



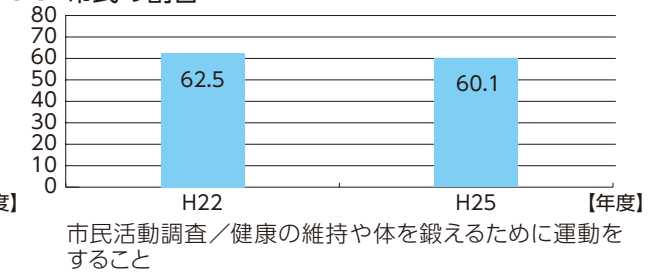
【人】健康づくりグループ活動人数



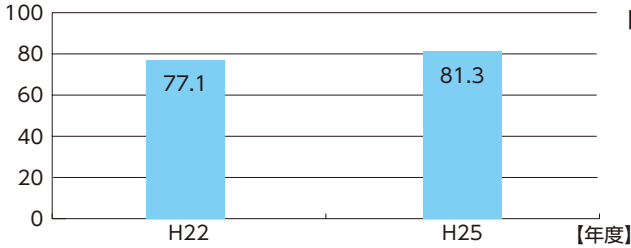
【%】生活習慣病予防健康診査のうち要指導・要医療者の割合



健康の維持や体を鍛えるために運動をしている市民の割合

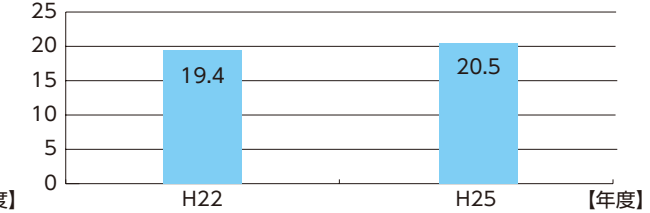


【%】 定期的に健康診断を受けている市民の割合



市民活動調査／定期的に健康診断を受けること

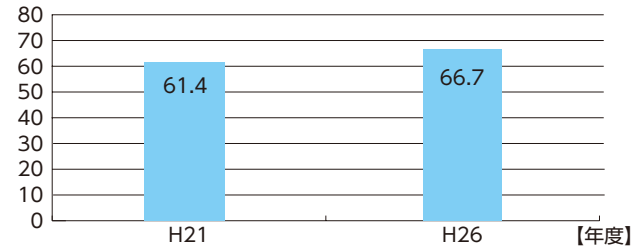
【%】 心身ともに元気で暮らせるよう、地域の人々とともに健康づくり活動をしている市民の割合



市民活動調査／地域の人々が心身ともに元気で暮らせるよう、ともに健康づくりをするための活動

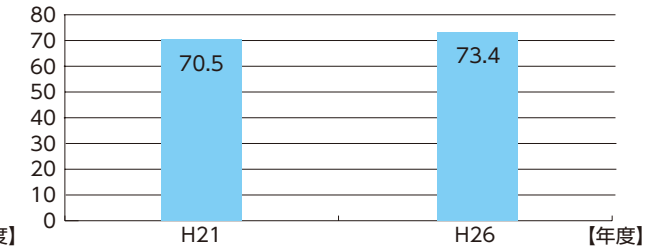
施策目的10 適切な医療を受けることができるまちになる

【%】 かかりつけ医所持率

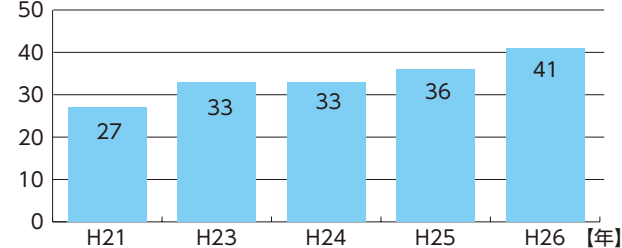


健康づくりに関する調査におけるかかりつけ医及び歯科医を所持する市民の割合

【%】 かかりつけ歯科医所持率

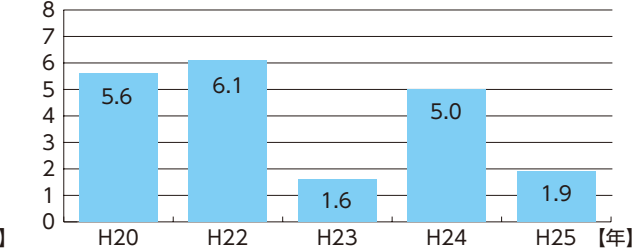


【人】 救急救命士の有資格者数



館林地区消防組合における救急救命士有資格者数

周産期死亡率

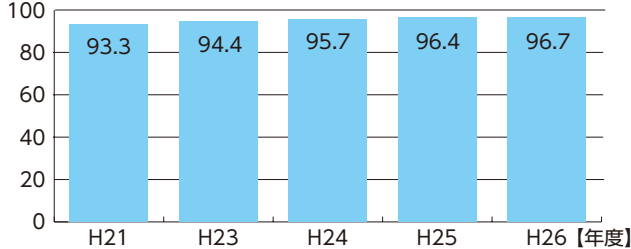


群馬県館林保健福祉事務所調査による、出生1,000に対する妊娠満22週以後の死産及び生後7日未満の新生児死亡の割合

基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち

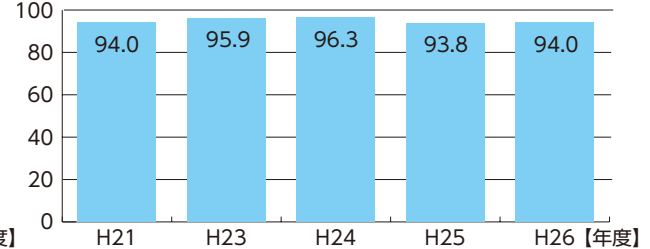
施策目的11 子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる

【%】 乳幼児健康診査受診率



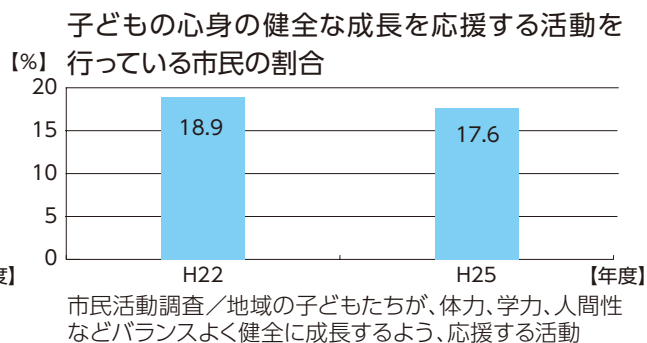
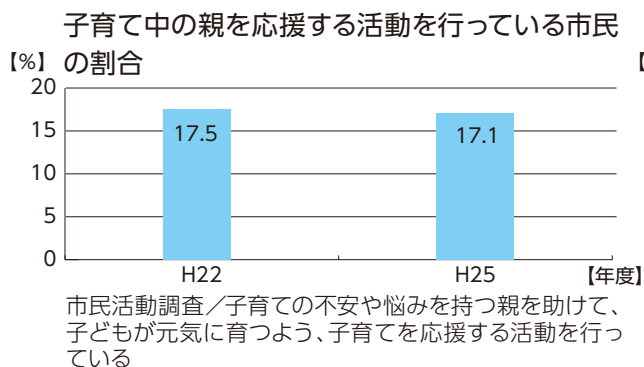
乳幼児の健康診査の受診率(4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診の受診率の平均値)

【%】 予防接種の接種率

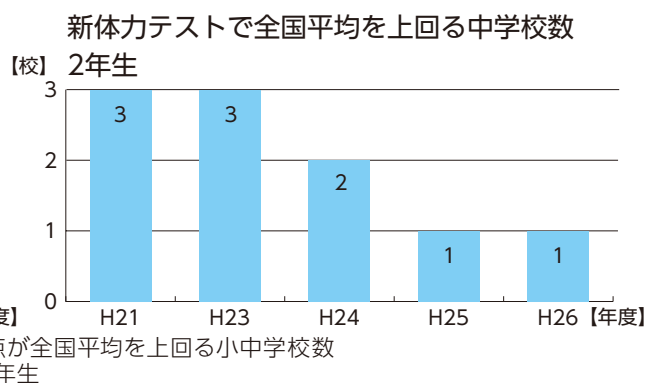
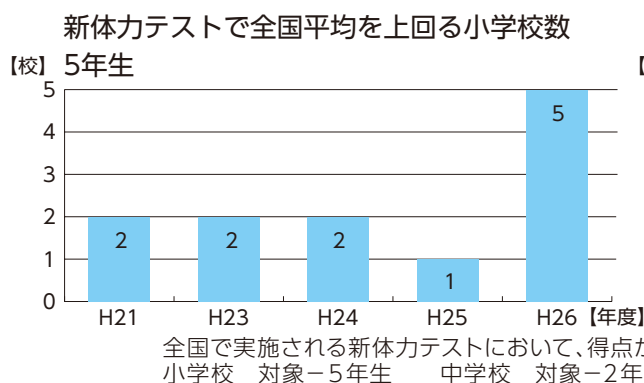
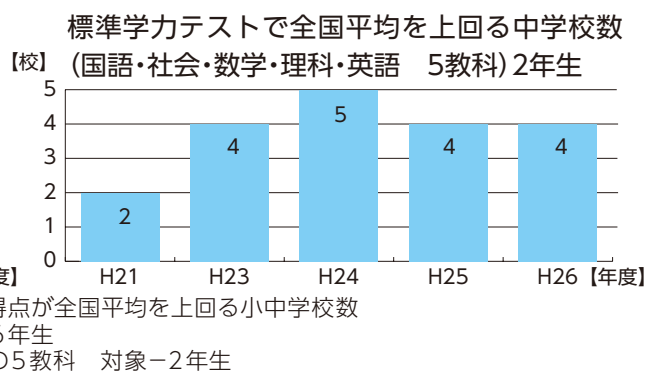
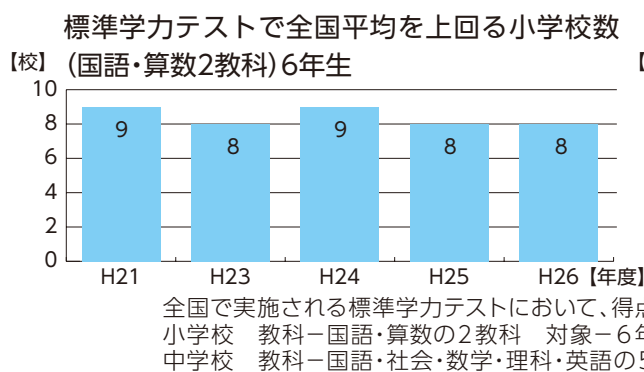


予防接種の接種率(BCG、ポリオ、三種混合(四種混合)、二種混合、麻しん風しんの接種率の平均値)



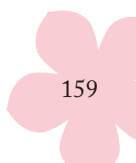
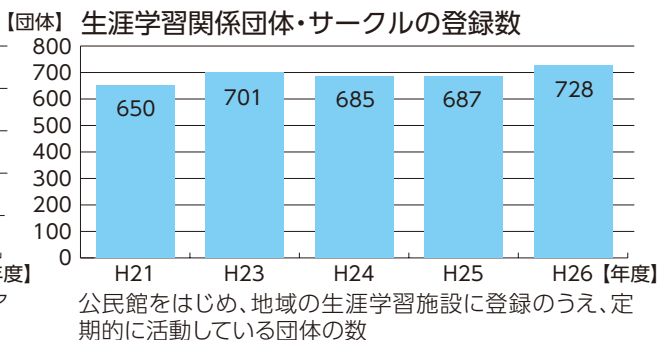
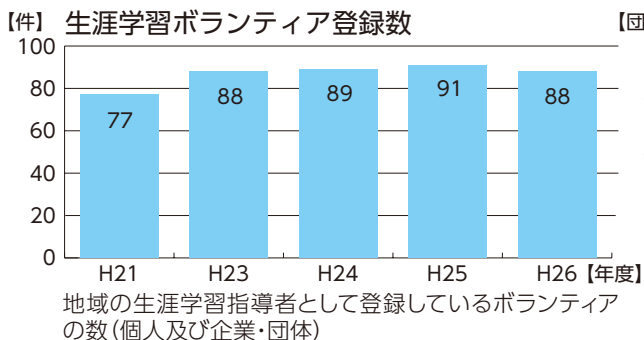


**施策目的12 心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる**



**基本目的V 学ぶよこびや豊かな心を育むまち**

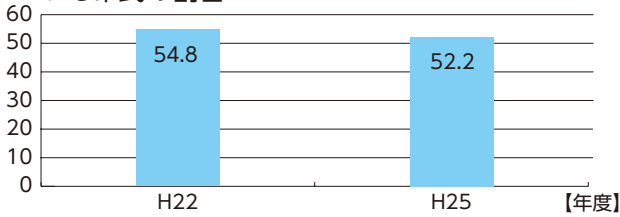
**施策目的13 生涯にわたって学び続けることができるまちになる**





自分を高めるために何かを勉強したり、研究して

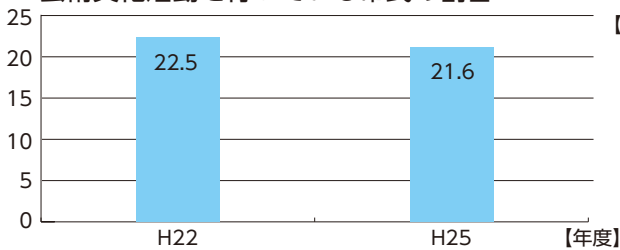
【%】 いる市民の割合



市民活動調査／自分を高めるために何かを勉強したり、研究したりすること

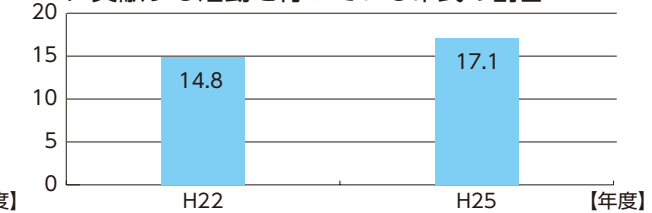
施策目的14 芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまちになる

【%】 芸術文化活動を行っている市民の割合



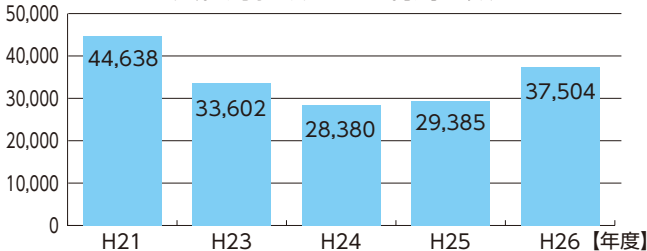
市民活動調査／自分自身が芸術文化活動を行うこと

芸術や文化などに学ぶ意欲を持つ人々のために  
【%】 に貢献する活動を行っている市民の割合



市民活動調査／芸術、文化、教養など、学ぶ意欲や知的  
好奇心を持つ地域の人々のために貢献する活動

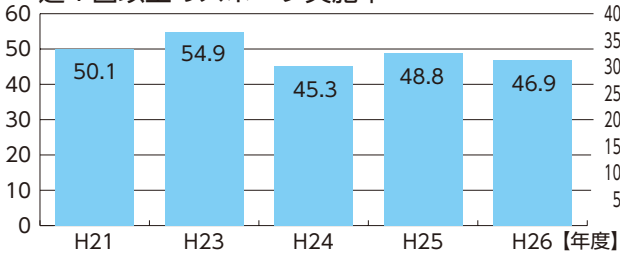
郷土の歴史や文化を知るために活用すること  
【人】 ができる文化財施設などの利用者数



郷土への理解や愛着を深めるために設置されている文化財関連施設などの利用者数

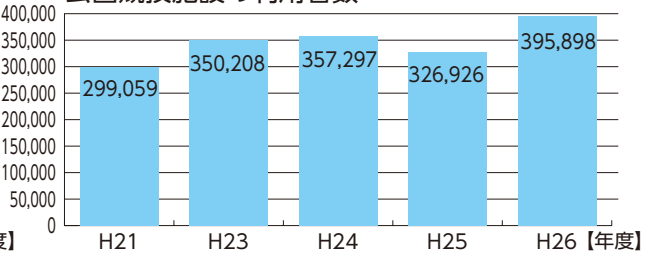
施策目的15 楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまちになる

【%】 週1回以上のスポーツ実施率



週に1回以上スポーツに取り組んでいる人の割合

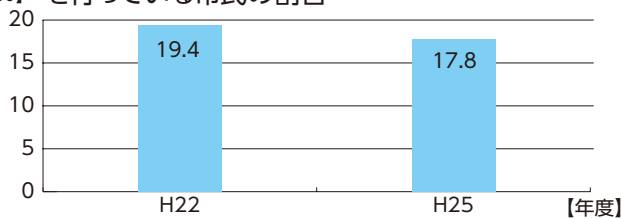
【人】 公園競技施設の利用者数



城沼総合体育館をはじめとする公園競技施設における年間の利用者数



スポーツに取り組む市民のために貢献する活動  
を行っている市民の割合

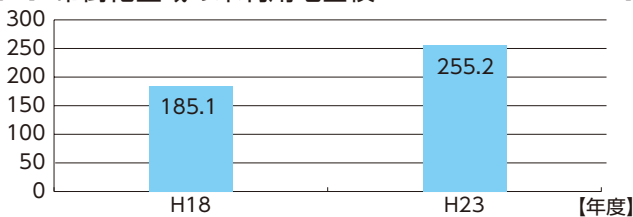


市民活動調査／スポーツを楽しむ地域の人々や、競技スポーツに取り組む市民のために貢献する活動

基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち

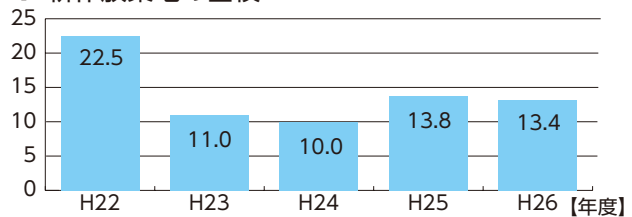
施策目的16 地域性に応じた土地利用ができていくまちになる

【ha】市街化区域の未利用地面積



適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地の面積

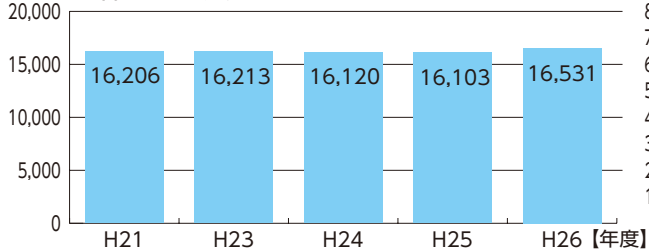
【ha】耕作放棄地の面積



所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない、耕地の面積

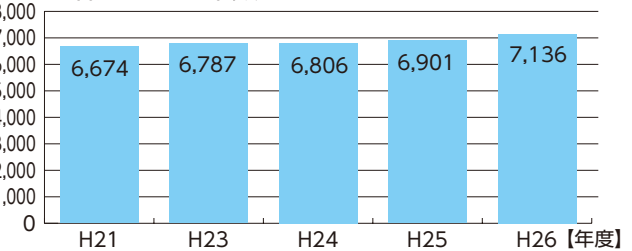
施策目的17 まちなかににぎわいがあるまちになる

【人】館林地区の人口

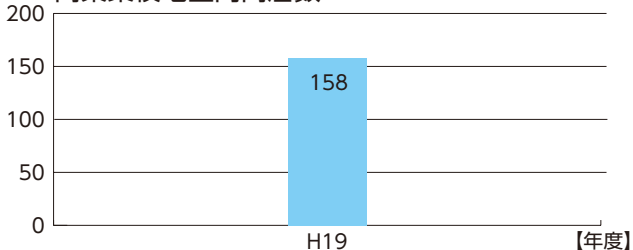


館林地区に住んでいるかたの人数及び世帯数

【人】館林地区の世帯数



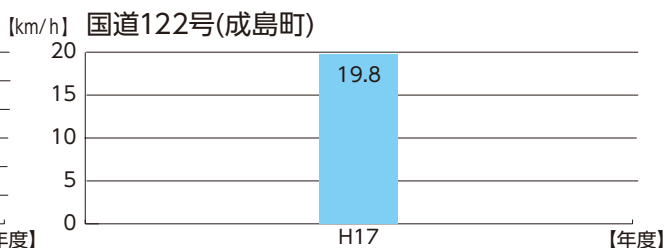
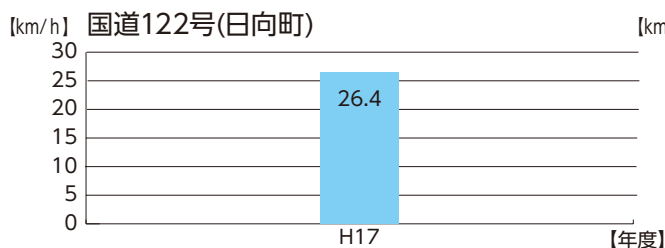
【店】商業集積地区内商店数



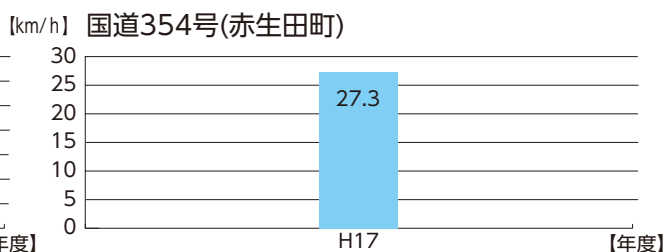
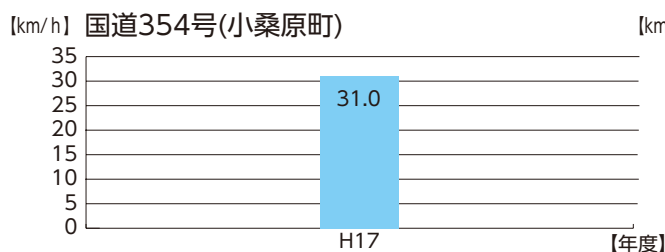
商業集積地(商店街)における小売事業所数



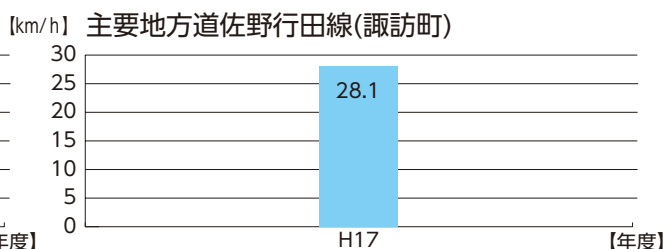
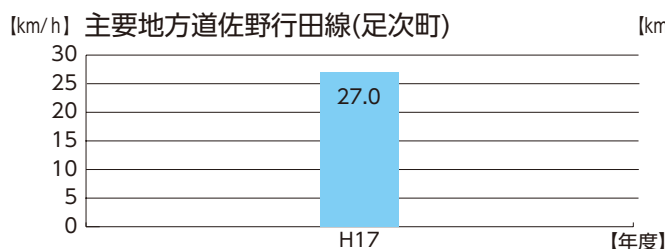
施策目的18 人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる



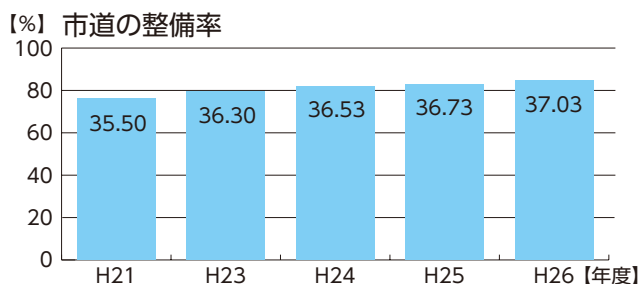
平日の混雑時(朝・夕のラッシュ時)における実走行により区間の旅行速度を計測する調査



平日の混雑時(朝・夕のラッシュ時)における実走行により区間の旅行速度を計測する調査

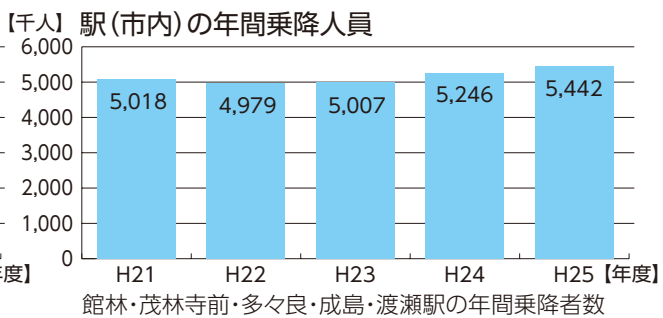
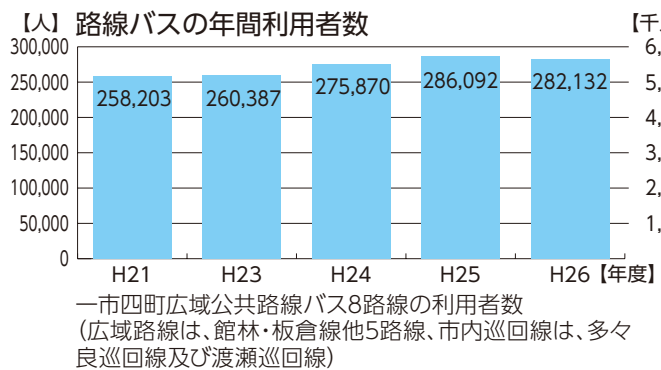
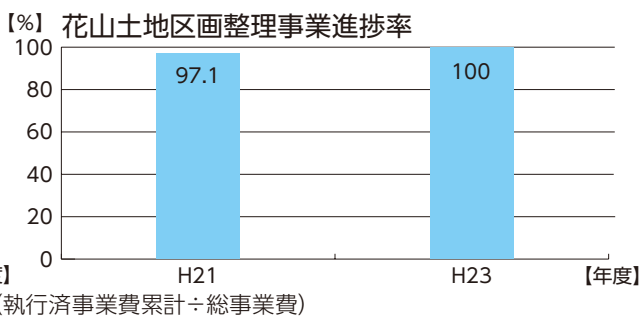
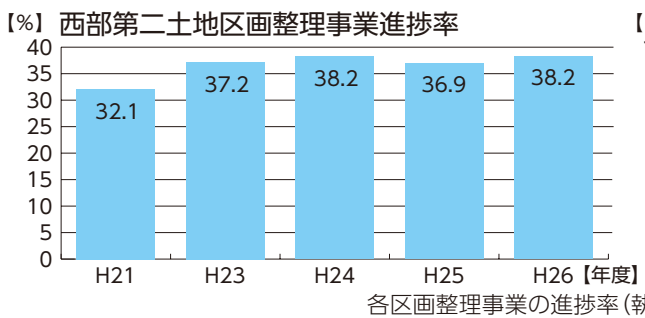
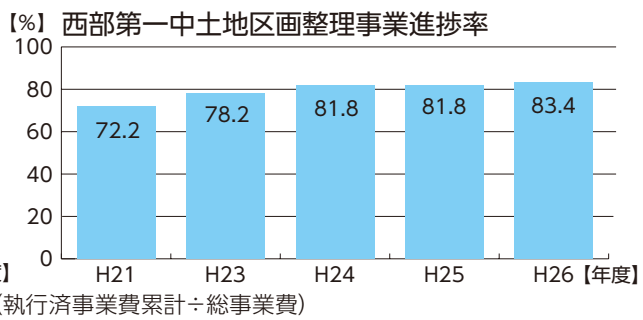
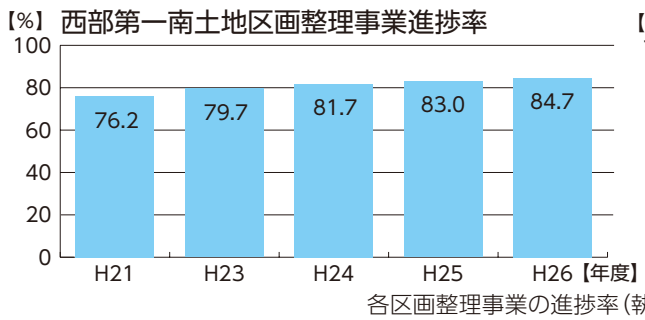


平日の混雑時(朝・夕のラッシュ時)における実走行により区間の旅行速度を計測する調査

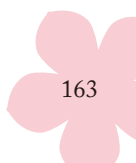
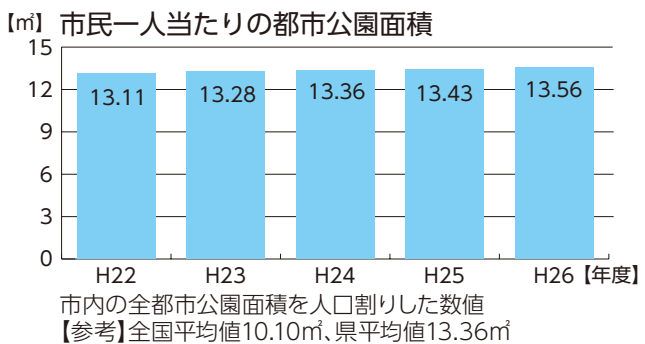


市道に認定されている路線の実延長に対する道路改良率





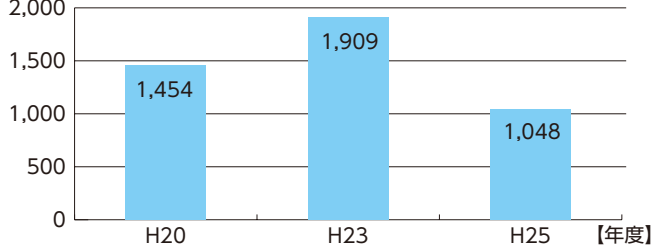
施策目的19 緑の多い魅力のあるまちになる



## 基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち

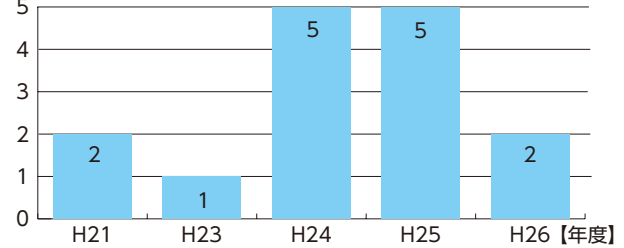
### 施策目的20 新しい産業が起きるまちになる

【万円】 従業員一人当たりの付加価値額



労働者一人当たり、どれだけの付加価値を生み出したか  
どうかを測る尺度

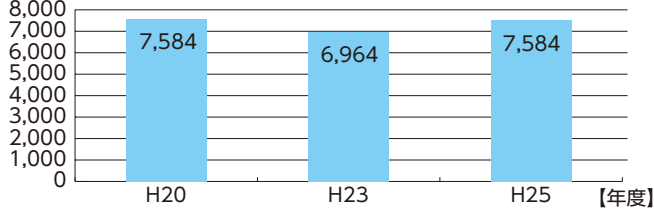
【件】 企業立地件数



1年間で製造業等のための工場または事業場を建設する  
目的を持った1,000㎡以上の用地の取得件数

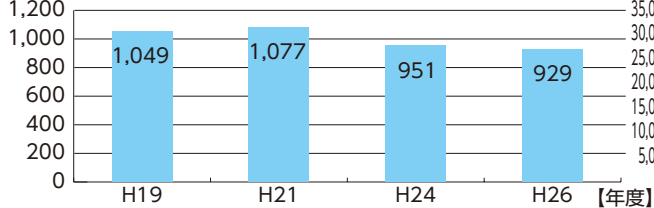
### 施策目的21 事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる

【人】 従業者数

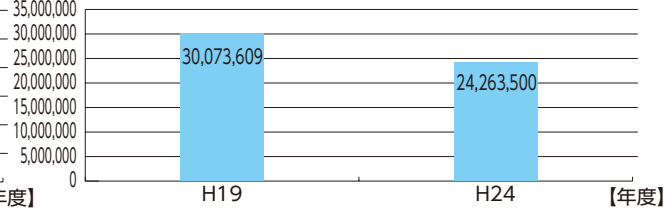


従業者4人以上の製造業を営む事業所に勤める従業者数

【店】 小売業・卸売業の商店数

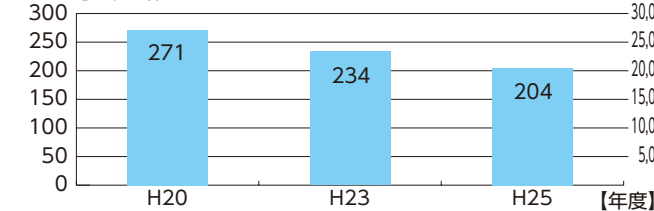


【万円】 小売業・卸売業の年間商品販売額

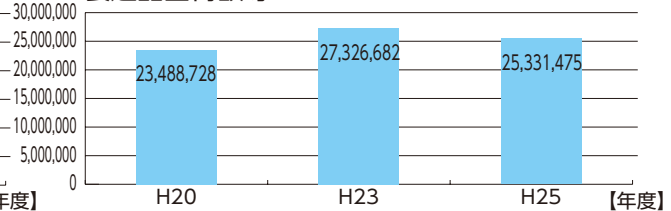


市内の小売業・卸売業を営む商店数及び年間商品販売額  
(年間商品販売額のH19は商業統計、H24は経済センサスによる)

【事業所】 事業所数



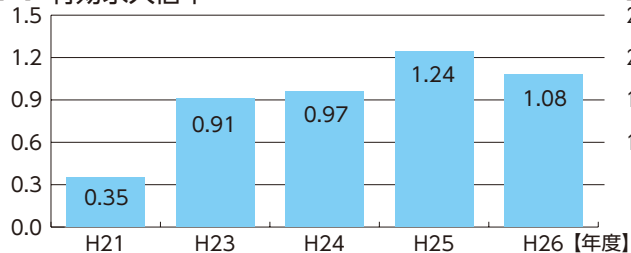
【万円】 製造品出荷額等



従業者4人以上の製造業を営む事業所数及び製造品出荷額等

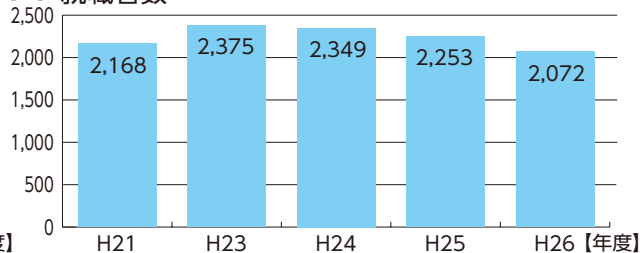
施策目的22 安定した労働環境が整っているまちになる

【倍】有効求人倍率



ハローワーク館林管内における求職者に対する求人数の比率

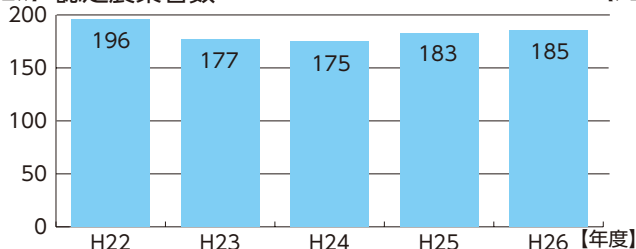
【人】就職者数



ハローワーク館林管内における求職者が新たにどれだけ就職したかを示す数

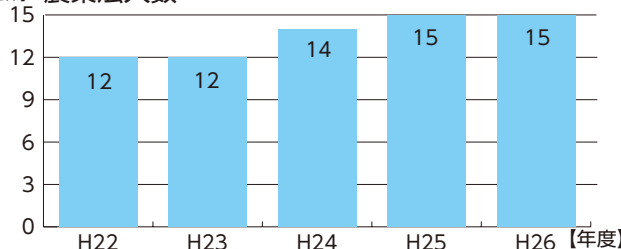
施策目的23 農産物を安定して提供できるまちになる

【経営体】認定農業者数



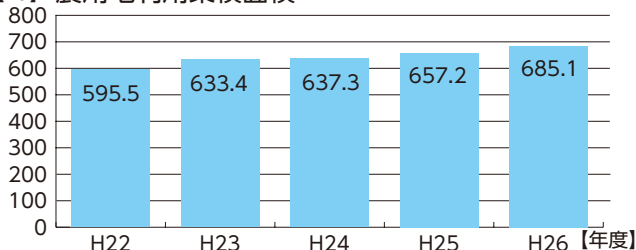
農業経営の規模拡大、生産方式、経営管理の合理化などをめざす、農業経営改善計画の認定を受けた農業者(個人、法人)の数

【経営体】農業法人数



法人の形態によって農業を営む経営体の数

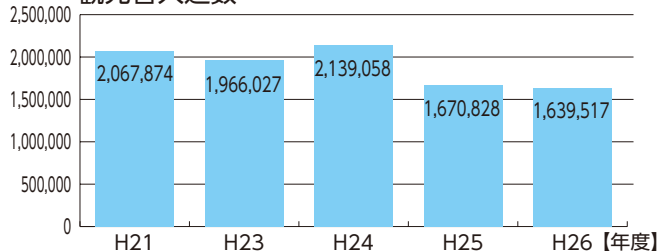
【ha】農用地利用集積面積



効率的かつ安定的な経営を営む農業者に対して利用が集積された農地の面積

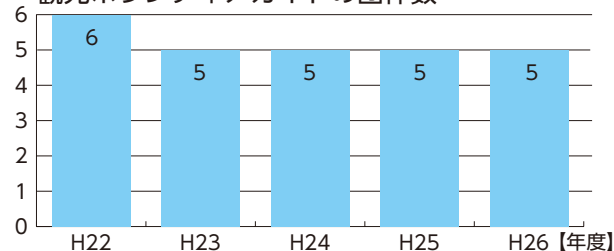
施策目的24 多くの人が訪れたい個性と魅力のあるまちになる

【人】観光客入込数



年間を通して花まつりや主な観光施設を訪れた観光客数

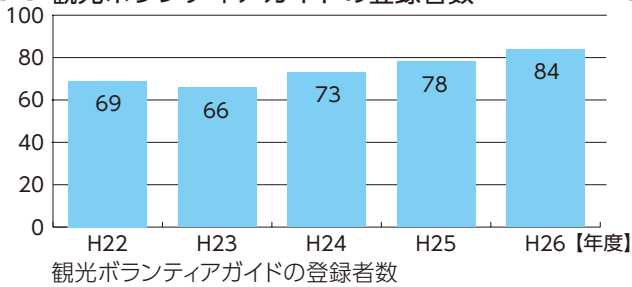
【団体】観光ボランティアガイドの団体数



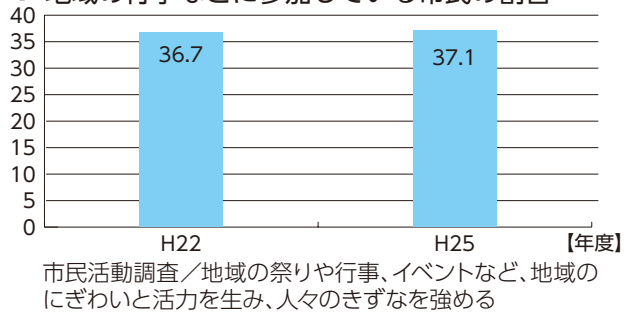
観光ボランティアガイドの団体数



【人】観光ボランティアガイドの登録者数

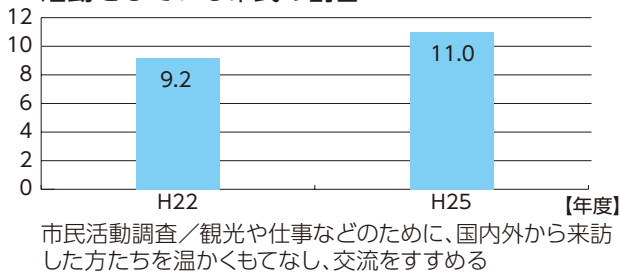


【%】地域の行事などに参加している市民の割合



国内外から来訪した方たちと交流をすすめる

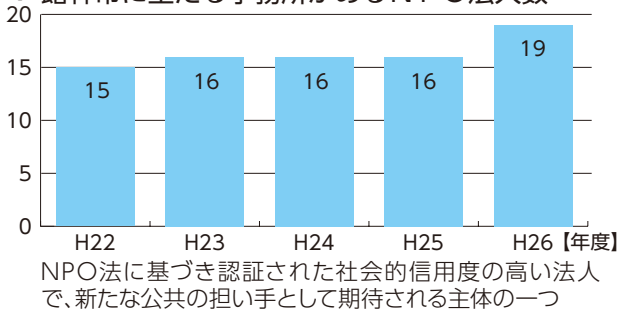
【%】活動をしている市民の割合



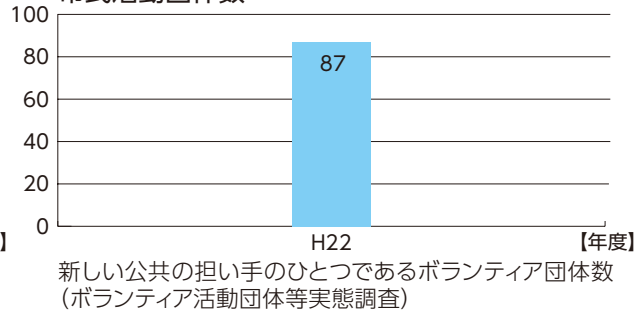
## 基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち

施策目的25 まちづくりを市民と行政が共創して行うまちになる

【法人数】館林市に主たる事務所があるNPO法人数

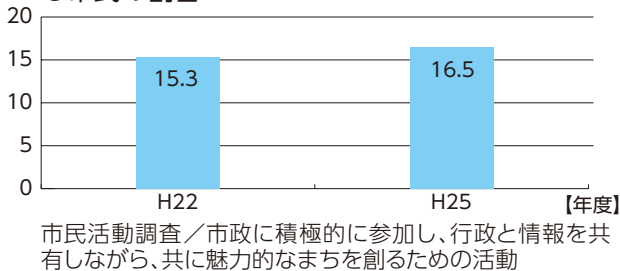


【団体】市民活動団体数



共に魅力的なまちを創るための活動をしている

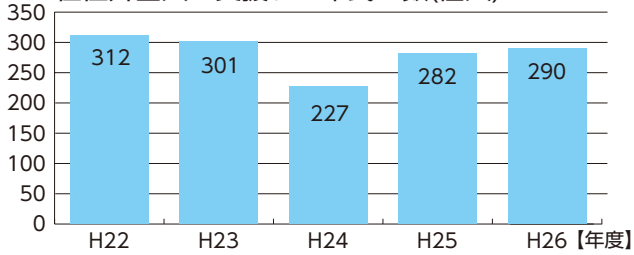
【%】市民の割合



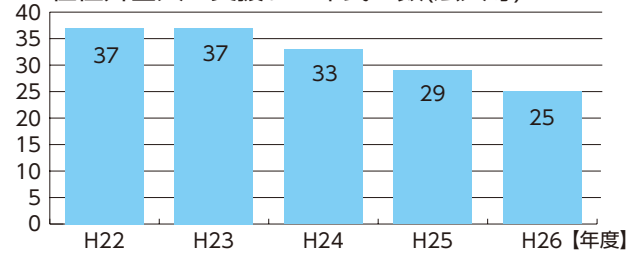


施策目的26 人権尊重の意識が生活のなかに定着した住みよいまちになる

【人】 在住外国人を支援する市民の数(個人)

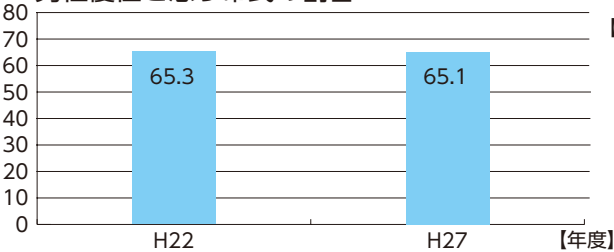


【団体】 在住外国人を支援する市民の数(法人等)



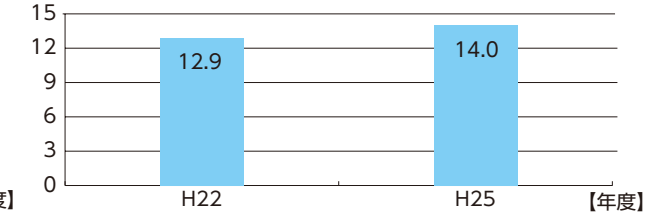
在住外国人を支援するボランティア団体の会員数(個人・法人等)

【%】 男性優位と思う市民の割合



男女共同参画社会に関する市民意識調査における男女の地位の平等感

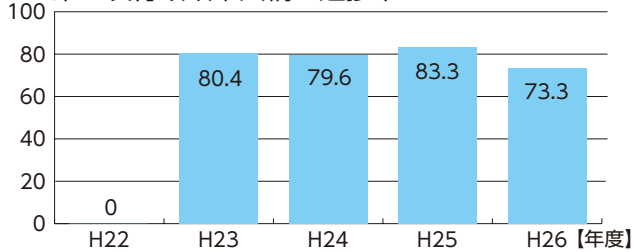
人権が尊重される平和な社会をつくるための活動をしている市民の割合



市民活動調査/男女や国籍などによる差別や偏見のない、人権が尊重される平和な社会をつくるための活動

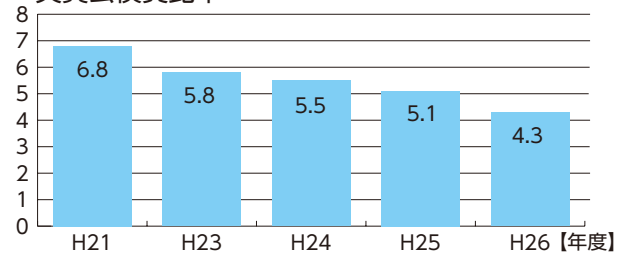
施策目的27 高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる

【%】 第五次行政改革大綱の進捗率

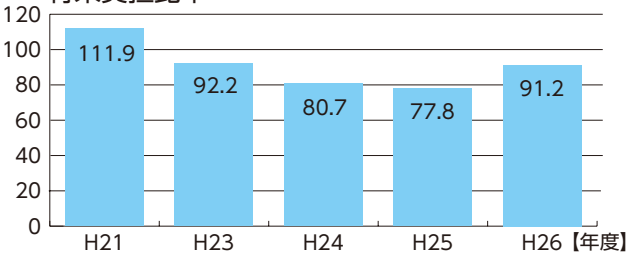


第五次行政改革大綱(平成22年度～26年度)における進捗状況

【%】 実質公債費比率



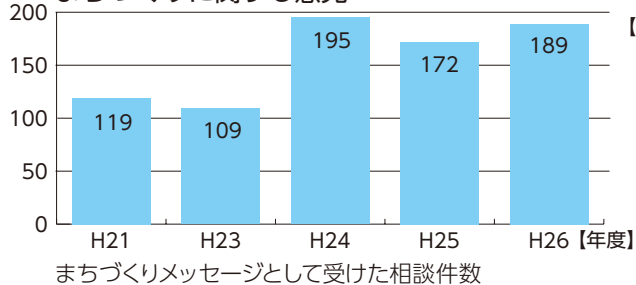
【%】 将来負担比率



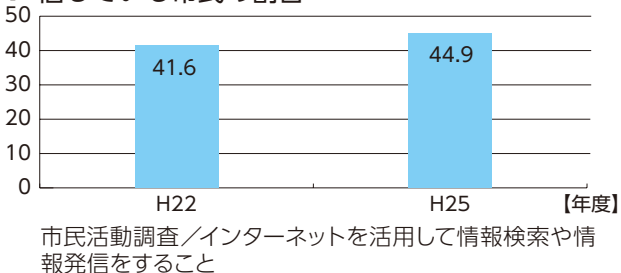
財政指標(健全化判断比率)早期健全化基準値内を維持する  
 実質公債費比率の早期健全化基準は25%  
 将来負担比率の早期健全化基準は350%

施策目的28 開かれた行政となり、透明性の高いまちになる

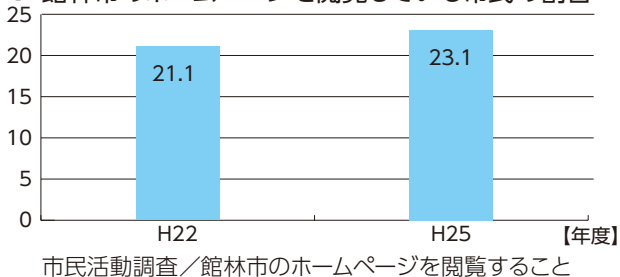
【件】 まちづくりに関する意見



インターネットを活用して情報検索や情報発信している市民の割合



【%】 館林市のホームページを閲覧している市民の割合







## たてばやし市民計画2020 / 館林市第五次総合計画 後期基本計画

---

平成 28 年 3 月発行

発行：館林市

編集：政策企画部企画課 〒 374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号 TEL 0276-72-4111 FAX 0276-72-3297

URL：<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/> Eメール：[kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp](mailto:kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp)

印刷：(有)齋藤紙業社



# GO TO

THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI

# 2020

2016⇒2020

後期基本計画